

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 . 別表について所要の改正を行うこととする。
- 2 . この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行することとする。ただし、改正規定中別表の一部については、公布の日から施行することとする。